第百三十九条の二の次に次の一条を加える。

（後面衝突警告表示灯）

**第139条の３**　後面衝突警告表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の５第３項の告示で定める基準は、第137条第１項及び第138条第１項に定める基準を準用する。

２　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないもの及び法第75条の２第１項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯は、前項の基準に適合するものとする。

３　後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の５第４項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　方向指示器を使用するものであること。この場合において、方向指示器と同時に使用する場合に限り、補助方向指示器を後面衝突警告表示灯として使用してもよい。

二　後面衝突警告表示灯については、第137条第３項第１号から第４号まで、第６号及び第７号並びに同条第４項第２号、第３号、第５号及び第７号から第10号まで並びに第138条第３項第２号の規定を準用する。

三　毎分180回以上300回以下の一定の周期で点滅するものであること。ただし、フィラメント光源を用いる場合にあっては、毎分180回以上240回以下の一定の周期で点滅するものであること。

四　他の灯火装置と独立して作動するものであること。

五　方向指示器、非常点滅表示灯又は緊急制動表示灯が作動している場合においては、後面衝突警告表示灯は作動してはならない。

六　自動的に作動し、かつ、作動から３秒以内に自動的に作動を停止するものであること。

４　次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯

第百四十条第二項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三　緊急制動表示灯

四の四　後面衝突警告表示灯

第百四十条第六項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　後面衝突警告表示灯

第百四十条第六項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

第百四十条第十項中「緊急制動表示灯」の下に「、後面衝突警告表示灯」を加える。

第百八十四条第一項第四号中「及びキャンピング車」を「、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改め、同条第三項中「第１項第４号」を「第１項第６号」に改める。

第百九十八条第三項第三号及び第十項第一号中「300,000cd」を「430,000cd」に改める。

第二百五条第一項第一号中「30lx以上」を「二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯にあっては15lx以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあっては８lx以上」に改める。

第二百十一条の二第一項第四号中「側面」を「前面においては白色、側面」に改める。

第二百十二条第三項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「操作している場合」の下に「又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合」を加える。

第二百十七条第三項第四号中「、当該自動車が衝突事故にあった場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合」を「又は当該自動車が衝突事故にあった場合」に改め、「この場合において、急激な減速に連動して自動的に作動するものであってはならない。」を削る。

第二百十七条の二の次に次の一条を加える。

（後面衝突警告表示灯）

**第217条の３**　後面衝突警告表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の５第３項の告示で定める基準は、第215条第１項及び第216条第１項に定める基準を準用する。

２　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

３　後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の５第４項の告示で定める基準は、第215条第３項第１号から第４号まで、第６号及び第７号並びに同条第４項第２号、第３号、第５号及び第７号から第10号まで並びに第216条第３項第２号の規定を準用する。この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

４　次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯

第二百十八条第二項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三　緊急制動表示灯

四の四　後面衝突警告表示灯

第二百十八条第六項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　後面衝突警告表示灯

第二百十八条第六項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

第二百十八条第十項中「緊急制動表示灯」の下に「、後面衝突警告表示灯」を加える。

別添十二３・２・２２・４・を次のように改める。

3.2.22.4.　アクセル操作装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号は、次の表の左欄に掲げる車両の減速度に応じ、同表の右欄のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 0.7m／$s^2$以下の減速度 | 信号を発しないこと。 |
| 0.7m／$s^2$を超え1.3m／$s^2$以下の減速度 | 信号を発してもよい。 |
| 1.3m／$s^2$を超える減速度 | 信号を発すること。 |

別添十二別紙一１・２・９・中「1.4.3.1.に規定された」を削り「低$\mu$路面上」の下に「において、自動車最高速度の80％又は120km/hのいずれか小さい方の制動初速度」を加える。